

(1) 概要（外務省ホームページ）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000415752.pdf>

(2) 輸入貨物の関税撤廃

日EU経済連携協定では、附属書2-Aで具体的な譲許の内容を定めています。日本側における即時関税撤廃、段階的引下げによる関税撤廃・削減、関税割当等の譲許の区分については、附属書2-A第3編第A節の「日本国の表についての注釈」で規定されています。

（参考：日本国の表についての注釈）

区分	内容	主な品目
A	協定の発効日に即時関税撤廃	化学工業製品、繊維製品、ワイン
B _n	協定の発効日から「n+1回」の関税の引下げ。基準税率から「n+1回目」で撤廃 n=3, 5, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 15, 20 初 回：協定発効日 次回以降：4月1日	水産物、林産品
R	条件に従って、関税削減	牛肉、豚肉
TRQ	関税割当を設定	麦芽、ココア粉、ソフト系チーズ
X _b	関税撤廃等の譲許なし。関税は基準税率とする。	海藻類
X _{q1}	関税撤廃等の譲許なし。WTO譲許表に定める関税割当の対象。	皮革・履物（ただし、当該WTO関税割当の枠外のラインは関税撤廃の対象）
X _{q2}	関税撤廃等の譲許なし。日本の関係政令に定める関税割当の対象。	一部の乳製品
X	関税撤廃等の譲許なし	コメ

※日本の表の詳細については、協定附属書2-A第3編第A節（和文）を参照願います。

※EUの表については、協定附属書2-A第2編第A節（英文）を参照願います。

日・EUの関税譲許に関する条文

- ・ 日本の表（協定附属書2-A第3編第A節）（和文）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382059.pdf>
- ・ EUの表（協定附属書2-A第2編第A節）（英文）
<https://www.mofa.go.jp/files/000382107.pdf>

(3) 工業製品及び農林水産品等の合意概要

日 EU 経済連携協定では、日本側は約 94%の品目について関税を撤廃します。これに対し、EU 側の公表資料によれば、EU 側は約 99%の品目について関税を撤廃します。

I. 農林水産品分野について

農林水産品に関する合意の概要（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_eu/index.html

酒類、たばこ、塩の合意概要（財務省ホームページ）

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11217434/www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/20170707.html

II. 鉱工業品分野について

鉱工業品に関する合意の概要（経済産業省ホームページ）

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/eu/eu_epa.html